

平成28年7月10日
第138号

NJ素流協 News

平成28年7月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館5階)
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

ノースジャパン素材流通協同組合

林業研修会・林業講演会を開催

NJ素流協は6月30日、林業研究会及び平成28年度第1回林業講演会を滝沢市の岩手産業文化センターアピオで開催し、組合員、国、県、関係機関等から約90名が参加した。

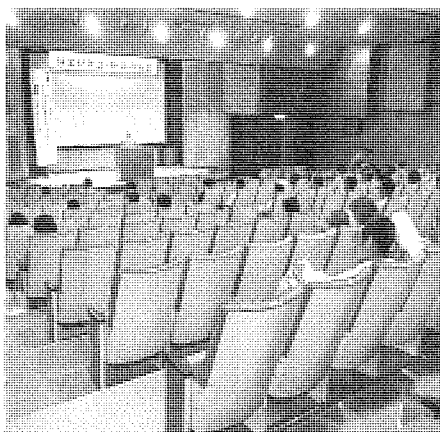
I 林業研修会 (組合員のみ)

1 NJ素流協の事業経過と今後の事業展開方向

【講師】NJ素流協

経営企画課長 吉田佳右

当組合は、①自ら物を生産・運搬



せず情報のみを扱う情報組織②触媒的機能を發揮しサプライチェーンを構築する組織③企業の社会的責任(CSR)を重視する組織、と自らを規定し事業に取り組んでいる。

岩手県の素材生産量は昭和46年の231万2千㎡をピークに年々減少し、平成14年には95万㎡とピーク時の約4割まで落ち込んだ。このようなか中、前身である「岩手県素材流通機構」が平成14年に設立され、当時国産材の利用実績がほとんど無かった合板工場に対し、スギ・アカマツ・カラマツの小径・短尺材等の共同出荷を開始した。翌15年に「岩手県素材流通協同組合」が設立され、20年に事業区域の拡大に伴い「ノースジャパン素材流通協同組合」と改称された。設立以来、①販売事業(共同販売、国有林材システム販売・委託販売等)②教育及び技術に関する事業(研修会・講演会の開催、低コスト

再造林実証事業等)③情報の共有に関する事業(素流協ニュースの発行、地区別組合員会議の開催等)④木質系資源の利用拡大に関する事業(燃料材生産供給モデル実証事業等)等の事業に取り組んでいる。

平成14～19年度を第1ステージ「整備と定着化の時期」、20～24年度を第2ステージ「飛躍の時期」と定め事業の定着化と組織の充実、取扱量の増加を図ってきたが、東日本大震災を経験して事業運営を軌道修正し、復興に向けて取組むと共に販路の多様化を進めてきた。25年度からは第3ステージに入り「人工林の森林資源サイクルの構築と社会的貢献への寄与」を長期目標に掲げ、次の「事業運営の5つの柱」に基づき事業を展開している。

①国産材の安定供給②流通対象の多様化③人工林の森林資源サイクルの構築④組合員の知識・技術の向上と後継者の育成⑤企業の社会的責任(CSR)の推進

我々は技能、技術、経験、人材を有しており、今後も「植栽、保育、

伐採、運搬」のサプライチェーンの構築に取り組んでいく所存である。

2 軽油引取税免税制度の概要と実

際

【講師】岩手県総務部税務課

主事 千葉 亮介氏

(1) 軽油引取税とは

都道府県が一般財源として消費者に負担を求める「普通税」である。

(2) 免税軽油とは

① 特定の用途・機械に使う軽油のことで、免税の取扱いは一部の業種を除き平成30年3月31日まで。

② 免税額は1リットルあたり32・1円。

(3) 対象となる事業等

免税軽油の対象となる事業者や用途の範囲は法令で規定されており、このうち素材生産業、木材加工業について説明する。

▽素材生産業

① 定義

前年度の素材生産量が1000㎡以上の素材生産業を営む者

② 対象機械

素材生産業で使用する製材機、集材機、積込機、可搬式チップ製造機

(自走式でないもの。ポータブルチップ)

※ナンバープレートが付いている場合は対象外。

③ 対象作業

立木の伐採、集材、搬出

※運搬用道路の整備、土地の整地、除雪などは含まれない。

▽木材加工業

① 定義

一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注葉業又は木材防汚処理業を営む者

② 対象機械(専ら木材の積卸しのために使用する機械)

フォークリフト・フォークローダ、ショベルローダ、クレーン ※ナンバープレートが付いている場合は対象外。

③ 対象作業

原材料、中間製品、製品の積卸し

④ 対象場所

事業場内に限る。

(4) 免税軽油を利用するには

(5) 免税軽油の取扱注意

① 申請方法
最寄りの県広域振興局県税窓口で

「免税軽油使用者証」(平成30年3月31日まで有効)及び「免税証」(原則3カ月間有効)の交付を申請する。

必要となる書類等は次のとおり。

ア 免税軽油使用者証

イ 免税証

ウ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

エ 素材生産実績(素材生産業の場合、木材市場、製材所等への素材売払いに係る売買契約書、伝票等)

オ 手帳収入証紙(400円分を貼付)

カ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

キ 素材生産実績(素材生産業の場合、木材市場、製材所等への素材売払いに係る売買契約書、伝票等)

ク 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

コ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

カ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

キ 素材生産実績(素材生産業の場合、木材市場、製材所等への素材売払いに係る売買契約書、伝票等)

ク 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

コ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

サ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

シ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

ス 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

セ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

ソ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

タ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

チ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

ツ 誓約書、印鑑、軽油を使用する機械の販売証明書、機械のカタログ等

・ 対象外の目的・用途に使用しない。

・ 一般の軽油と混和しないよう適切に管理する。不正軽油を使用しない。

・ 免税軽油や免税証を譲渡しない。

・ 偽りや不正行為により免税証の交付を受けた場合は罰則がある。

【質疑応答】

Q ハーベスタ、プロセッサ、グラッ

プル等は対象となるか。

A ハーベスタ、プロセッサ、フェ

ラーバンチャは「製材機」に、グラッ

プルは「集材機」「積込機」に該当す

る(事務局注・後日再確認した内容

のため講演時の説明と異なる)。

Q 請負による作業も対象となるか。

A 対象となる。

Q 同じ機械で道路作設等の作業も

行った場合の取扱いは。

A 免税軽油で対象外の作業は行わ

ないこと。課税済軽油と併用する場

合は、稼働時間等での按分になるが、

厳密に管理できない場合は免除対象

とならないので注意すること。

※問い合わせは最寄りの広域振興局

県税窓口まで。

Ⅱ 林業講演会

「緑の雇用」事業より見た 若手林業労働者の参入形態と定着条件

講師 元青森大学教授・公益社団法人青森県林業会議参与

田村 早苗氏

続いて、元青森大学教授の田村早苗氏をお招きし、「緑の雇用」事業における若手林業労働者の参入と定着をテーマにご講演いただいたので、その概要をご紹介します。

1 はじめに

「緑の雇用」事業は平成15年度にスタートし、当初からその調査事業に携わってきた。

私の師匠である小田桐久一郎氏は、「チェンソーマンは単なる作業者ではなく、将来の森の姿を描くデザイン



講演する田村氏

ナーである」と話している。このように、経営者が新規参入者に対し、森の仕事の意味・意義を、自分の経験に基づき自分の言葉で語れるということが、仕事への愛着や誇り、やる気といったものにつながり、その結果定着につながると考えている。

2 「緑の雇用」事業の概要

(1) 第1期 (H15～17)

「緑の雇用」事業は平成15年度、失業者対策という形で始まった。雇用期間は1年間で、助成内容は研修生に対する月額9万円の技術修得費（人件費）、労災保険料、機械使用料、資材費、講師謝金、研修業務管理費などであり、現在もこれをベースとした内容となっている。

(2) 第2期 (H18～22)

平成18年度からは事業の目的が「地

球温暖化対策のための森林整備を担う人材育成」に変わり、集合研修20日間・OJT研修180日間というカリキュラムで、1年目研修・2年目研修・3年目研修という形で行われることとなった。21年度からは就業前の「トライアル雇用」制度が、22年度からは5年目研修と10年目研修が始まった。

(3) 第3期 (H23～27)

平成23年度からはフォレストワーカー(FW)研修(1～3年目)、フォレストリーダー(FL)研修(林業就業経験5年以上の者を対象)、フォレストマネージャー(FM)研修(経歴10年以上)の各研修制度が始まり、それぞれの役割が明確化された。26年度からは「緑の青年就業準備給付金事業」(150万円を2年間給付)が始まり、これをきっかけに各地に「林業大学校」が誕生した。

(4) 第4期 (H28～)

平成27年度に研修希望者の増加により予算額が不足したことを受け、28年度からは事業体の事前審査制度が導入された。審査項目は①労災状

況②研修生の定着状況③事業体の経営状況④林業施策への取組み状況(各種研修への参加状況等)⑤生産性向上の達成状況、となっている。

(5) 研修生数の推移

平成18年度以降の研修生数の推移は図1のとおりである。研修生数は

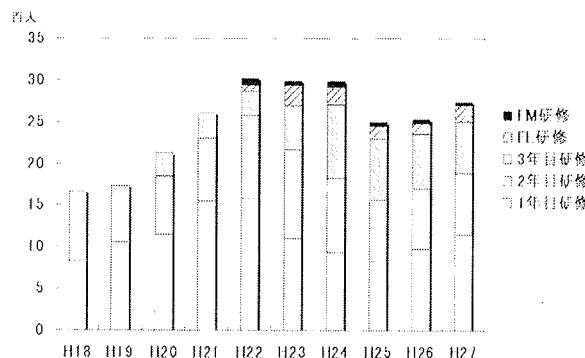


図1 「緑の雇用」事業研修生数の推移 (全森連資料。H26は見込み、H27はアンケート調査)

一時減少したが、27年度は再び増加している。また2年目・3年目研修の受講者数は、1年目研修の6～7割にとどまっている。

3 「緑の雇用」事業の評価・課題

「緑の雇用」実施事業体を対象とした聞き取り調査によると、次のよ

うな評価・課題が挙げられた。全体としては一定の評価を得ていると考えている。

(1) 評価

・ 人件費、機械費、指導費など助成対象が充実しており、人材の確保・若返りが図られている。

・ 安全・機械操作の基本を学び、資格を取得することができる。

・ 他事業体の研修生と交流できる。

・ 事業体に採用の目が養われた。

(2) 課題

・ 事務量が多い（OJT計画表、研修記録簿、研修生日誌、事業体日誌等々の実績報告）。

・ 研修内容が事業内容と合わない。

・ OJT指導員が指導に時間を取られる。指導に慣れていない。

・ 集合研修に出すのが痛手。

4 都道府県別の取組み状況

平成24年に実施したアンケート調査結果（平成24年度「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の評価に関する報告書より。回収率65%）によると、15年度から23年度までの「緑の雇用」研修生の累計人数は都道府県

によって大きく差があり、最も多い鹿児島県では506人であるが、青森県では246人、岩手県89人、宮城県119人、秋田県186人等となっている。

同アンケート結果より研修生の定着率を見ると、全国平均で採用1年後は84%、2年後73%、3年後64%、4年後58%、5年後54%、6年後51%と年々減少しているのに対し、岩手県では採用1年後で75%であるが6年後でも80%と高い定着率となっている。

26年度林業事業体調査結果（回収率27%）によると、23～25年度研修生の定着率は宮城県82%、青森県77%、岩手県71%、秋田県70%といずれも高い水準にある。概ね7割定着すれば合格点と言えるだろう。

5 研修生の特徴

(1) 年齢構成、前職、年収

平成24年に全森連・林業経済研究所が実施したアンケート調査結果（回収率80%）によると、岩手県では20代以下の若い人の雇用が多く、宮城県は30代が多い。青森県・秋田県は20代以下・30代・40代をバランスよ

く雇用している。平成15年、20年、24年調査の結果を比較すると、雇用の主体は40代以上から20代以下・30代に移ってきている。

全国的に地元からの雇用が多いが、長野県では「インターンが比較的多い。林業を選んだ理由として、「地元で就職できる」などの回答のほか、「林業に魅力を感じて」との回答も一定数みられた。前職については様々な業種があるが、最近の傾向として新卒者の増加が挙げられる。

年収（手取り額）については、岩手県では200万円未満が回答者の約6割を占め、若年層が多いとはいえない非常に低い水準にある。

(2) 就業前・就業後の不安

全森連・林政総研が実施した平成20年（回答者数1651人）、25年（回答者数2765人）のアンケート調査結果によると、就業前に不安に感じることとして「仕事のきつさ」や「健康・体力」を挙げる人が多いが、

就業後では「技術の習得向上」や「事業体の経営」、「処遇」を挙げる人が多くなっている。

年齢層別に見ると、若年層は就業前には「人間関係」、「技術の習得向上」、「処遇」に、高年齢層は「所得」、「健康・体力」に不安を感じる傾向にある。一方就業後では、年齢に関わらず「事業体の経営」に不安を感じており、若年層では「処遇」に、高年齢層では「健康・体力」に不安を感じる傾向にある。

(3) 定着条件

平成20年の同調査結果によると、事業体が考える定着条件としては「免許取得」、「賃金等就労条件の改善」、「機械化」などが主に挙げられ、

業者からは「賃金等就労条件の改善」、「機械化」、「作業条件・環境改善」などが主に挙げられた。

6 事業体の特徴

(1) 経営形態

平成25年に全森連・林業経済研究所が実施したアンケート調査結果（回収率27%）によると、受け入れ事業体の大半は会社形態だが岩手県では比較的個人経営が多く、宮城県では森林組合が半数を占めている。

(2) 事業内容・規模

岩手県では伐出事業中心の事業者が多い。青森県では事業規模の大きい事業者が多く、年間素材生産量1万m³以上の事業者が半数を占めている。現場従業員数については青森県、宮城県とも10人以上の事業者が7割を超えているのに対し、岩手県、秋

(3)防護服の着用状況

防護服の着用については、会社負担で全員に着用させている事業者が

全国平均では約半数であるのに対し、岩手県は6割、青森県では7割を超えている。チェンソーボンやヘルメットを揃え格好良く仕事する、ということも若い就業者の定着には効果があるのではないかと思う。

5月に青森県で第2回伐木チャンピオンシップが開催されたが、前回大会よりも一般の来場者が増え、選手の家族も応援に来ていた。お父さんが格好良いウェアを着て競技する姿を見て、家族も誇りに思ったのではないか。林業の仕事としての認知度を高めるという意味でも、防護服

着用の意義は大きいと考えている。

(4)事業形態

造林・保育事業の受注先は、青森県、岩手県では国・県等のほか個人・企業等から直接受注している事業者の割合が比較的多い。素材生産についても同様の傾向がある。

素材生産の受注形態については、立木のみ購入あるいは請負委託によるものが多いが、最近では土地込みの立木購入も増えてきている。

(5)生産性・コスト等

林業機械保有台数（1事業者当たり平均値・概数）は、青森県が11台と多く、岩手県は全国平均の8台と同程度である。

主伐生産性（平均値・概数）については、北海道が13m³/人日と飛び抜けて高く、秋田県は8m³/人日で全国平均と同程度、青森県、岩手県、宮城県は6〜7m³/人日で全国平均を下回っている。

主伐コスト（平均値・概数）については、北海道・青森県・岩手県・秋田県は4000〜5000円/m³と全国平均6000円/m³を下回り、宮城県は全国平均と同程度である。

7 若手林業労働者の定着に向けて

かつて林業労働は「山村における農閑期の賃労働（半農半労、農林家の余剰労働力）」という性格が強かったが、近年「開かれた労働市場における職業の一選択肢」へと大きく転換してきている。「緑の雇用」事業開始以来、賃金、機械化、作業環境、資格などの条件は徐々に向上し、定着率の向上につながっている。

一方で、新規就業者は「事業者の経営・処遇」に対する不安を抱いており、これを取り除くためには、経営者が経営状況や将来展望について、従業員に対しきちんと説明することが必要である。

私も30代の頃、家業の鉄道部品工場の経営に当たったことがあるが、従業員のマネジメントが最も難しかった。しかしこれは避けて通れないことであり、将来展望や経営状況を繰り返し説明し、従業員との信頼関係を構築することが経営者のマネジメント力の向上につながり、さらには若手労働者の定着につながるのではないだろうか。

トピックス

平成27年度森林・林業白書の概要

5月17日に公表された「平成27年度森林・林業白書」から、特集章の第1章「国産材の安定供給体制の構築に向けて」の概要を紹介します。

1 森林資源と国産材需給の現況

○森林資源が充実する一方で、採算性の悪化等により林業生産活動は低迷。山村振興を図る上でも、森林資源の利活用による「林業の成長産業化の実現」が重要な課題。

○構造用役物需要は減少し、並材の需要が増加。品質・性能が安定する乾燥材や集成材がニーズの中心。

○合板製造業においては技術の改良等を背景に国産材利用量が増加。

○内陸部に大型工場を建設する動きが活発化。木質バイオマス等のチップ用材需要も増加。

○一方、国産材の流通は小規模・分散的で需要に対応できていない。

2 国産材の安定供給体制の構築の

意義と考え方

○需要側の工場等にとっては、一定の数量・品質・納期での原木の調達、計画的な稼働や原料調達コストの縮減等に寄与。

○供給側の森林所有者・素材生産業者にとっては、安定的な販売先の確保、経営の安定化等に寄与。

○工務店・住宅メーカー等にとっては、一定の期間・コストでの材料調達に寄与。

○経済情勢等に左右される需要構造の変化に、柔軟に対応できる供給体制を構築することが必要。

○そのためには、原木供給能力の拡大と、関係者間で需給情報を積極的に共有する取組が不可欠。

3 安定供給体制の構築に向けた取組の現状と今後の課題

(1) 原木の供給力の増大

○再造林の実施を確保するため、伐採から植栽までを一体的に実施する「一貫作業システム」の実証・普及やコンテナ苗生産拡大の取組が必要。

○生産性向上のため、林業機械の開発・導入や技術者の育成が必要。

○チップ用材の需要増加が見込まれるため、全木集材システム等、未木枝条等を効率的に収集するための取組が必要。早生樹種の活用も注目されている。

○中間土場の整備や、デジタルカメラ画像を利用した材積測定システムの利用可能性の検証等、原木の流通を合理化し、原木流通コストを縮減していく取組が重要。

○優れた経営力を有する林業事業者の育成が急務。今後はICT（情報通信技術）活用の推進が必要。

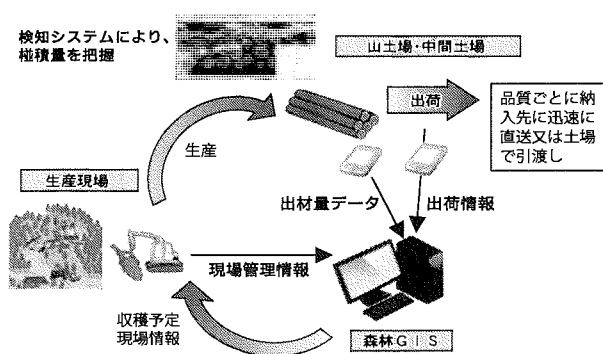


図 北信州森林組合におけるICT活用の事例 (林野庁ホームページより)

《事例》長野県の北信州森林組合

では、境界明確化や森林資源調査で得られたデータのデジタル管理に加え、原木の生産・流通についても、ICTを活用した生産管理手法を導入(図)。画像情報等を用いて生産現場の用材の数量を把握するとともに、ICTを用いて、出材量や出荷量といった情報をリアルタイムに森林組合内で共有。

素材取引の迅速化が図られた。

○提案型集約化施策を担う「森林施業プランナー」の育成や森林経営計画制度の活用が必要。

○原木の供給力を増大させる上で、林業労働力の確保が不可欠。「緑の雇用」事業により、技術・技能を有する林業労働者を育成している。

○林道、林業専用道、森林作業道を組み合わせた路網の整備を推進。

(2) 木材等の需給情報の共有と原木供給のとりまとめ

○大型工場設置の進展に伴い、国産材の流通が広域化。国産材の安定供給体制の構築や主伐後の確実な再造林のためには、木材や苗木の需給情報

報を共有していくことが極めて重要。

○平成27年度からは、木材や苗木の需給情報を、民有林と国有林が連携し一元的に共有することを目的として「需給情報連絡協議会」を全国7ブロックで開催。

○木材の需要の増減に応じて、素材生産量や出荷量を調整する仕組みを構築していく必要がある。

○素材生産業者等と木材加工業者等の間で、安定供給のための取引に関する協定を締結する動きが拡大。地域の実情に応じて、林業事業者の組織や大型製材工場、原木市売市場等がとりまとめ役となって安定取引を実施している。

(3) 国産材の安定供給体制の構築を指して

○国産材の安定供給体制を構築する上で、森林所有者や森林組合、国有林、素材生産業者、原木市売市場、製材工場、合板工場、木材チップ工場、木質バイオマス発電施設等の全ての関係者が取組を進展させるとともに、相互の連携を図っていくことが必要。

研修会・講演会で当組合役職員が講演

当組合役職員が次の研修・講演会で講師を務めたのでご紹介します。

▽フオレスター育成研修

5月30日～6月3日の5日間にわたり、川崎市の国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター本部ほかにおいて、同センター職員を対象とした「平成28年度森林総合監理士（フオレスター）技術者育成研修会」が開催され、当組合高橋常務理事が「循環的な木材生産」と題し講演を行った。

▽木材流通研修

6月7日、8日の2日間にわたり、矢巾町の岩手県林業技術センターにおいて県・市町村・林業事業体職員等を対象とした「木材流通研修」が開催され、当組合竹田参与が「NJ素流協の取組」と題し講演を行った。

▽グリーンマイスター講演会

6月11日、盛岡市の県森連会館において、岩手県グリーンマイスター連絡協議会の会員を対象とした講演

会が開催され、当組合の高橋常務理事と吉田経営企画課長が「持続可能な森林経営の実現〜オールラウンドプレーヤーを目指して〜」と題し講演を行った。

「いわて森林認証・ラベリング普及促進協議会」設立される

「いわて森林認証・ラベリング普及促進協議会」の設立会議が6月16日、盛岡市のホテルロイヤル盛岡において開催され、当組合下山理事長が委員として出席した。

同協議会は、森林認証制度の普及や、同制度により認証された岩手県産材（「県産認証ラベリング材」）の需要拡大に向けた取組を行うため設立されたもので、目的に賛同する関係団体及び岩手県により構成される。会長には県森連の中崎和久代表理事会長が、副会長には木産協の日富和孝理事長が選任された。

森林認証制度については、6月3日に日本独自の制度であるSGECと国際的的制度であるPEFCの相互

承認が認められたほか、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が公表した木材の調達基準において、FSC、PEFC、SGECによる森林認証材が基準を満たすものとして認められるなど、関係者の注目が集まっている。

同協議会では今後森林認証材の需要拡大を図るため、森林認証制度説明会の開催や、ハウスメーカー・ゼネコン等との意見交換等の取組が行われる予定である。

「いわて林業アカデミー」平成29年4月開講

岩手県林業技術センターは、林業への就業希望者を対象として、林業に関する知識・技術を体系的に習得するための研修「いわて林業アカデミー」を平成29年4月に開講する。

募集人員は推薦選考10名、一般選考5名の計15名。研修期間は1年間、受講料は年額11万8800円で、受講者には年間150万円まで給付金が支給される制度がある（ただし林業分野への就業が2年間継続しなかつ

た場合等は給付金の返還が必要）。

研修の内容は、林業概論、安全作業、造林育林実習、素材生産実習、測量実習、木材利用、インターンシップ（就労体験）等で、現場での実習を重視したプログラムとなっている。林業機械運転等にかかる各種資格も取得することができる。

なお、研修指導や実習・インターンシップの受け入れ等を行う「いわて林業アカデミーサポートチーム」の設置が併せて進められており、県内の林業関係団体、林業機械メーカー、建設機械メーカー等の参画が予定されている。

推薦選考の申請受付は9月に始まる。申請資格等は次のとおり。なお詳細は、岩手県林業技術センター（電話019-697-1536）までお問い合わせ下さい。

1 推薦選考

(1) 申請資格

研修終了後、岩手県内の林業事業体等に就業希望があり、心身ともに健康で、次のいずれかに該当する者。
①岩手県内の高校を平成29年3月31

日までに卒業する見込みの者で、校長の推薦がある者。

② 岩手県外の高校を平成29年3月31日までに卒業する見込みの者で、本人又は保護者が岩手県内に居住しており、校長の推薦がある者。

③ 申請期間
平成28年9月5日～9月23日

④ 申請方法

申請書類を岩手県林業技術センター研修部へ直接持参、又は簡易書留郵便で郵送する。

⑤ 選考方法

小論文、面接、書類の内容等を総合的に判断して選考する。

⑥ 一般選考

⑦ 申請資格

研修終了後、岩手県内の林業事業体等に就業希望がある、又は岩手県内の林業事業体に就業しており、心身ともに健康で、30歳未満(平成29年4月1日現在)の者で次のいずれかに該当する者。

① 高校を卒業した者若しくは平成29年3月31日までに卒業する見込みの者。

② 高校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者。

③ 大学を卒業した者若しくは平成29年3月31日までに卒業する見込みの者。

④ 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者。

⑤ その他、岩手県林業技術センター所長が上記の各号に該当する者と同等以上であると認める者。

⑧ 申請期間

⑨ 前期

平成28年11月7日～11月25日

⑩ 後期

平成29年1月16日～2月3日

※後期選考は、前期選考で定員に達した場合は実施されない。

⑪ 申請・選考方法

推薦選考に同じ。

第3回理事会を開催

NJ素流協は7月1日、平成28年度第3回理事会を盛岡市の農林会館において開催し、理事12名が出席した。

下山理事長から辞任の申し出があったことに伴う臨時総会の開催等について、事務局から議案の説明があり、審議の結果原案通り可決された。

これにより、7月15日に臨時総会及び第4回理事会を開催し、理事1名の補充と理事長の選任が行われることとなった。

林業労働災害多発
安全対策の強化を!

岩手県内において昨年来、林業労働災害が相次いで発生している状況について5月10日号でお知らせしたところだが、その後5月にも1件の死亡事故が発生するという憂慮すべき事態となっている。死亡事故の発生状況は次のとおり。

○樹高20m、直径26cmの松の木をチェーンソーで伐倒したところ、伐倒した木が既に倒れていた木の上で跳ね上がり、被災者の腹部に激突した。

各事業所においては、「林業・木材製造業労働災害防止規程」などを参考にし、安全対策の取組みの強化をお願いします。

ツキノワグマ出没警報
発令中

岩手県は、本年3月「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表したが、その後の出没件数はここ数年で最も多く、4月1日から7月10日までに11件13名の方が怪我等の被害に遭うなど、人身被害も多く発生していることから、「ツキノワグマの出没に関する警報」を6月23日付けで発表した。また秋田県においては、5月20日から6月10日までに鹿角市十和田大湯地区で4名の方が死亡する人身被害が発生している。

素材生産等の作業中はもちろん、人里においても被害を未然に防ぐよう、十分に注意しましょう。

8月11日は
「山の日」です

今年から8月11日は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として、国民の祝日「山の日」となった。これにより、「国民の祝日」の年間日数は16日となった。

平成 28 年 6 月 分 の 販 売 実 績

樹 種	合板用			その他 製材用等			計		
	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	8,446	134.9	116.5	5,103	102.7	90.9	13,549	120.7	105.3
カラマツ	2,422	102.5	62.6	1,210	74.6	137.4	3,632	91.1	76.4
アカマツ	1,713	48.9	65.2	247	74.9	*	1,960	51.1	74.6
その他針葉樹	0	*	*	0	*	0.0	0	*	0.0
広葉樹	0	*	*	11	31.5	3.6	11	31.5	3.6
合 計	12,581	103.8	91.5	6,570	94.5	96.5	19,151	100.4	93.2

樹 種	バイオマス用素材		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	4,575	139.0	233.1
カラマツ	2,806	174.3	160.3
アカマツ	1,250	73.5	104.3
合 計	8,632	130.7	175.7

樹 種	今年度累計			
	合板用 (m ³)	その他 製材用等 (m ³)	計 (m ³)	バイオマス (t)
スギ	21,886	13,741	35,627	9,552
カラマツ	7,460	4,260	11,720	5,642
アカマツ	8,354	812	9,166	6,066
その他針葉樹	0	0	0	0
広葉樹	0	45	45	0
合 計	37,700	18,857	56,557	21,261
目標達成率(%)	20.9	18.9	20.2	23.6
計 画 量	180,000	100,000	280,000	90,000

注) *印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【平成28年6月の需給動向】

- スギ原木の動きは更に停滞しており、今後の原木価格値下げが心配される。
- 合板・集成材製品の動きが鈍くなったことから、カラマツ原木の不足感は解消された。
- アカマツ伐採が被害地域で制限されたことにより、原木の需給バランスは安定した。

落穂拾い

つい最近のことだが、ある中央紙のページをめくっていたら、「社会派「B企業」の逆襲」という見出しが眼に入った。おやっと思って記事を読みだした。当初は自身の職業柄、原木の規格品等を表現する俗称、A材、B材、C材、D材のうちのB材だけを扱う製材工場等の企業のことかなと考えたのである。早とちり、違った。そうではなかったのである。

このBは、ベネフィット(恩恵)の意味であった。B企業を名乗れば「社会に恩恵をもたらすことで成長する」と宣言するに等しいというのである。2010年以降、米国の30以上の州が法的な法人形態として認めており、2000社以上がこの種の法人となっている。また、米国の民間NPO法人がこのB企業の認証を行っていて、世界中で2000社近くの認証された企業があるという。

早速、インターネットで検索してみた。新聞記事にあった「B企業」は、「Bコーポレーション」と「ベネフィット・コーポレーション」を総称して述べている。ちなみに、英単語の「コーポレーション」は「会社」である。この両方はよく混同されるという。Bコーポレーションの方は、非営利団体(NPO法人)の「B Lab」が認証機関となつて結構厳しい基準を設けており、この基準に合致した会社がBコーポレーションとして認証を受けている。

一方、ベネフィット・コーポレーションは、上に述べたように米国の多くの州において法的に認められている法人形態で、先

のNPO法人「B Lab」からの認証は必要無いという。

それぞれの企業は、NPO法人あるいは特定の州に認可されているわけだが、ベネフィット・コーポレーションの認定効力はその州のみにおいて認められ、Bコーポレーションは州に関係なく世界中で認証を受けることができる。

世界の企業運営を巡る潮流は変化しており、これまでは株主利益の最大化が経営者の義務であったのが、近年B企業、すなわち株主だけでなく従業員や一般市民を含めた社会全体、環境といった他の利害関係者に対する便益(利益)を追求することが重要であるという認識に立脚した企業が脚光を浴びつつある。

こうして見てみると、B企業概念は、最近よく言われている「企業の社会的責任」と同一線上にある考え方であろう。企業の社会的責任とは、企業は日々の経営活動の中に社会的な公平性を保つとともに環境への十分な配慮を組み込み、株主や取引先のみならず、従業員、消費者、地域社会などその企業を取り巻く多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていく、という考え方である。NJ素流協が自らの事業運営の柱の一つに、「企業の社会的責任(CSR)の推進」を掲げているのは、まさに、CSRの基本理念は極めて大切なことであり、今後の事業運営の中に積極的に組み込んでいく、という姿勢を示したものである。

日本においては、Bコーポレーションに認定されている企業は無いようである。いざいざにしても、今後世界中の企業の在り方が大きく変化していく予兆を感じる。